

第2章 旧沼津御用邸苑地の概要

第1節 自然環境

第1項 位置等

沼津市は、静岡県東部に位置し、東側は三島市・^{ながいずみ}長泉町・^{かななみ}函南町に、西側は富士市、南側は伊豆の国市・伊豆市に接しており、面積は186.96km²（平成29年1月1日現在）を有している。旧沼津御用邸苑地は、中心市街地の南に位置し、狩野川左岸の南方にある島郷海岸に面している。



〔図2-2〕位置図
(名勝指定意見具申書添付図)



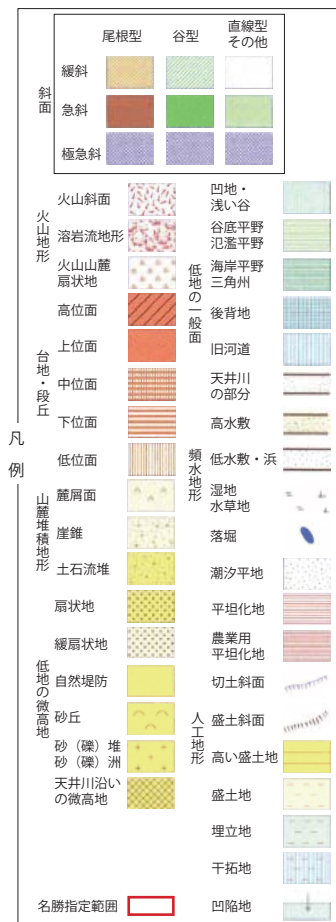
〔図2-1〕位置図
(名勝指定意見具申書添付図)

第2項 地形・地質

沼津市は、北部の愛鷹山^{あしたかやま}や南部の達磨山山系など、緑豊かな山々に囲まれ、また駿河湾に面し、千本浜などのなだらかな海岸から南部の複雑に入り組んだ海岸まで、約63kmにも及ぶ変化に富んだ美しい海岸線を有している。

旧沼津御用邸苑地が位置する香貫地区は、東は香貫山から南へ続く徳倉山、南は駿河湾、北西は市街地付近で流れを大きく変える狩野川によって区切られた地域で、狩野川河口の平野地帯である。狩野川左岸の旧楊原村^{かみかぬき}（上香貫、下香貫、我入道^{がにゅうどう}、善太夫新田）の各集落立地は、すべて標高2 m以上の微高地にある。南部の島郷側には海側に発達する砂礫州をベースに、一部砂丘も見られる微高地があり、その後背部は湿地化してラグーン性低地の様相を呈している。

我入道から島郷海岸は、波静かで沖合約300 m付近までは比較的なだらかな海底をなし、海水浴場に適した海岸である。海浜堆積物は、狩野川に由来する黒色の細礫や粗砂で構成されている。牛臥山、瓜島、獅子浜^{たび}、多比付近、淡島には、波の浸食で形成された海食崖^{かいしょくがい}、波食棚^{はしょくだな}が見られる。約6,000～7,000年前の縄文前期の気候は、現在より温暖で、海面の高さは現在より5～6 m高かったと考えられ、海食崖はこの時期に形成されたと言われている。



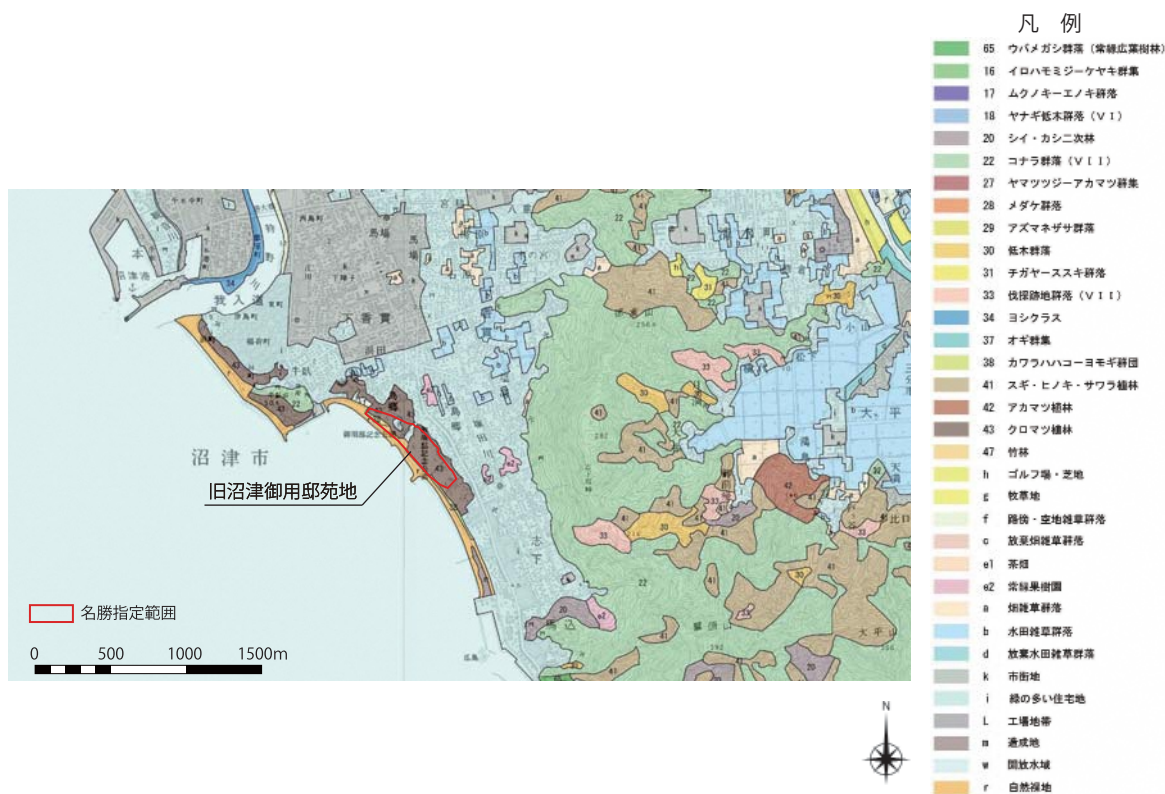
[図 2-3] 地質図 (国土地理院 HP 地理院地図 土地条件図 (2018.11.05 : <https://maps.gsi.go.jp/>))

第3項 気候

沼津市は、太平洋岸型の東海気候区に属し、年間を通じて温暖な気候に恵まれている。市域周辺には駿河湾、伊豆半島、愛鷹山、富士山、箱根連山などがあるため、山間部と海岸部では降雨量や風速が異なる。過去5年間（平成25～29年度）の観測データによると、年間平均気温は16.6℃と比較的過ごしやすいが、冬場は最低気温が氷点下になる。年間降雨量は約1,800mmで、年間平均湿度は約70%である。夏は海洋の影響で涼しい海風が吹き、冬季は西風が強く、突風が吹くことも少なくない。

第4項 植生

沼津市は、山地、低地、河川、海岸など多様な地形に応じた植生が分布している。植林地や二次林、耕作地など人の手が加わっている植生が大部分を占めているが、海岸部の砂丘植生や海岸断崖植生などの自然林がところどころに残っている。狩野川河口から富士市に及ぶ海岸では、砂浜とクロマツ林が帯状に分布しており、「千本松原」と呼ばれている。このクロマツ林は防風、防潮の役割を果たしているが、近年はクロマツの枯死が目立ち、広葉樹が侵入するなど植生が変化している。



〔図2-4〕 植生図「第7回自然環境保全基礎調査植生調査報告書」
 (環境省生物多様性センター HP (2019.02.20 : <http://gis.biodic.go.jp/webgis/files/vg67/jpg/523856.jpg>))

第2節 社会環境

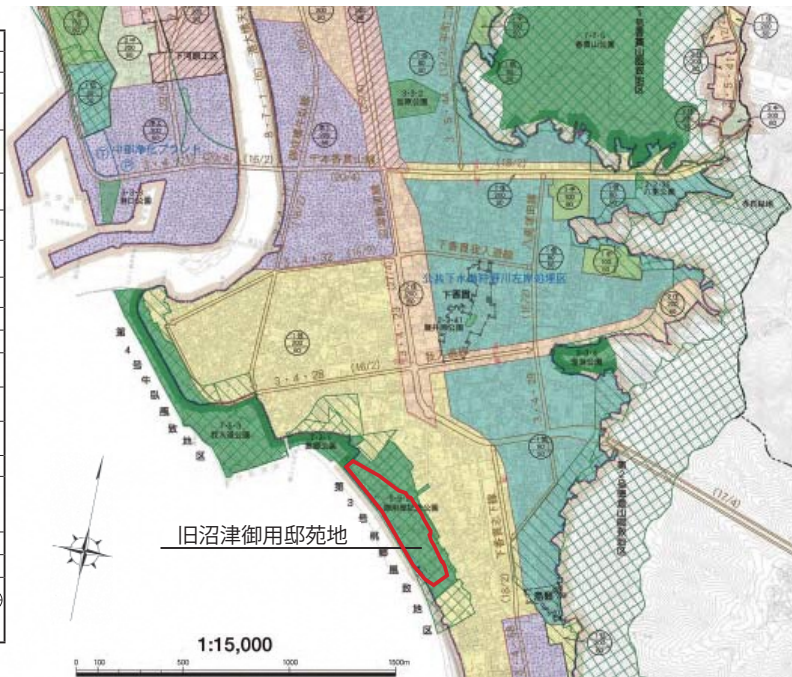
第1項 法規制

旧沼津御用邸苑地及び周辺地区は、沼津市の定める桃郷風致地区に含まれ、後背地である香貫山・徳倉山も風致地区に指定されており、風致景観が保全されている。その他、沼津御用邸記念公園の一部である旧沼津御用邸苑地は、都市公園であり都市公園法の規制を受けている。また、沼津御用邸記念公園条例において、管理及び有料区域・施設の使用に関して必要な事項を定めている。

●風致地区条例

旧沼津御用邸苑地及び周辺地区は、都市計画法に基づき風致地区(桃郷風致地区)に指定され、沼津市風致地区条例により、風致地区内の建築物の新築、木竹の伐採その他規制を行い、風致景観を維持している。旧沼津御用邸苑地を含む沼津御用邸記念公園及び隣接する学習院遊泳場、島郷公園は風致地区第1種地域、島郷公園北側の柿原地区の一部が風致地区第2種地域に指定されている。

凡例	
行政区域(都市計画区域)	風致地区
市街化区域	都市高速鉄道
第1種低層住居専用地域	都市計画道路(幅員/車線数)
第1種中高層住居専用地域	公園
第2種中高層住居専用地域	緑地・緑道
第1種住居地域	流域下水道幹線
第2種住居地域	公共下水道排水区域
準住居地域	ポンプ場
近隣商業地域	処理場
商業地域	市街地再開発事業
準工業地域	都市区画整理事業(公共)
工業地域	都市区画整理事業(復興)
工業専用地域	都市区画整理事業(組合)
用途地域名	その他都市施設
容積率(%)	地区計画
建蔽率(%)	市街化調整区域の容積率・建蔽率による区域界
	名勝指定範囲



〔図 2-5〕 沼津市都市計画総括図

●都市公園法

都市公園法は、都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めており、都市公園の定義や、管理に係る事項等について定めている。都市公園においては、オープンスペース確保のため、公園施設の建蔽率を原則2%に規定しており、沼津市においては、都市公園法に基づき沼津市都市公園及び公園施設の設置の基準を定める条例を制定している。

〔表 2-1〕 公園施設の建築面積の基準

公園施設の種類		基準
一般	建築物	2%以下
特例	休養施設・運動施設・教養施設、 備蓄倉庫、災害応急対策に必要な施設 公募対象公園施設等	+10%
	開放性の高い休養施設	+10%
	休養施設や教養施設のうち国宝や重要 文化財等	+20%
	仮設公園施設	+2%

第2項 交通アクセス

沼津市は、東名沼津インターチェンジやJR沼津駅、沼津港が立地するほか、東名高速道路、国道1号線、JR東海道本線が市域を東西に貫くとともに、北駿方面へは国道246号線、JR御殿場線が、伊豆方面へは国道414号線が走っている。

旧沼津御用邸苑地へのアクセスは、自動車を使用する場合は東名沼津インターチェンジから約30分、電車を利用する場合はJR沼津駅からバスで約20分を要する。



[図 2-6] 交通アクセス図

第3項 災害と防災

(1) 過去の災害

静岡県市町村災害史から、沼津市が過去に見舞われた災害として、地震・津波、高潮、台風、旱魃の記録が確認できる。

地震は明応7年(1498)以降にマグニチュード5.8～8.4のものが9回、津波は明応7年(1498)以降に5回、高潮は延宝8年(1680)に1回、台風は明治43年(1910)以降に9回、旱魃は寛永3年(1626)以降に2回確認されていることから、特に地震・津波、台風の多い地域と言える。

昭和33年(1958)9月26日の台風22号(狩野川台風)では、死者行方不明者が1,040名に達する甚大な被害をもたらし、沼津御用邸周辺においても、島郷海岸の沖合約100mにわたり流木が漂着した。昭和49年(1974)7月7日の台風8号(七夕豪雨)では、山崩れや道路、堤防の決壊、家屋全壊等の被害が起きている。

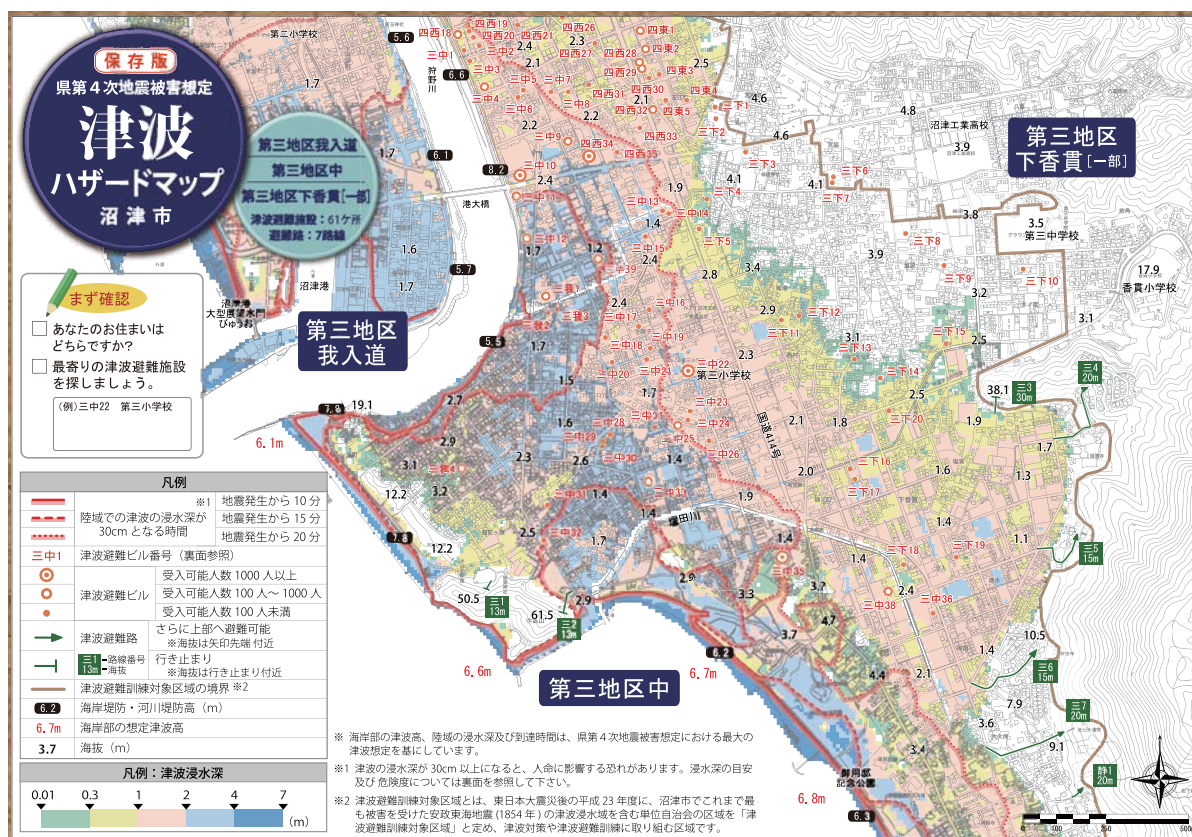
安政元年(1854)12月23日に発生した安政東海地震は、マグニチュード8.4と推測され、沼津城をはじめ多くの家屋が倒壊し、地割れや水の噴出などの被害が起きている。当時、沼津御用邸はまだないが、島郷東方の汐入・清水周辺の水田が約11ha、深さ1m以上陥没し湖ようになったとされる。これらの復旧には約半世紀、明治末年頃までかかったといわれている。また、地震に伴う津波が発生し、駿河湾奥では高さ5～7mの津波が押し寄せ、500戸近い家屋が流失した。その他の地震においても、家屋の倒壊や死者負傷者があり、地震に伴う津波の発生も記録されている。

(2) 地震・津波における防災

沼津市は大規模な地震が発生するおそれが特に大きく、著しい地震災害が生ずるおそれがあるとして、昭和54年(1979)8月に地震防災対策強化地域に、また、平成26年(2014)3

月には南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。静岡県では、平成11年(1999)の海岸法の改正に伴い、平成14年(2002)から平成15年(2003)にかけて伊豆半島沿岸、駿河湾沿岸、遠州沿岸を対象とした「海岸保全基本計画」を策定した。しかし、平成23年(2011)3月に発生した東日本大震災において、これまでの想定をはるかに超えた巨大な地震・津波による甚大な被害を受けたことから平成26年(2014)に海岸法が改正され、平成27年(2015)12月に計画の見直しを行っている。さらに平成30年(2018)2月には「地震・津波対策アクションプログラム2013」(2013年策定)を改訂し、「減災」の考え方に基づいた対策を進めている。

沼津牛臥海岸は、静岡県第4次被害想定(図2-7)によると、レベル1(発生頻度が比較的高く発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波)が発生すると、津波が現状の防潮堤を乗り越えることが判明している。また、旧沼津御用邸苑地は、レベル2(発生頻度は極めて低いが発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波)が発生した場合、4~7mの浸水が想定されている。津波が塚田川を遡上することにより、背後地が広範囲に浸水する恐れがあるため、静岡県は防潮堤や水門を嵩上し、津波から人命・財産を守るためのハード対策を進めている。



[図2-7] 県第4次地震津波被害想定 津波ハザードマップ 沼津市

参考文献

沼津市教育委員会『旧沼津御用邸調査報告書』平成28年3月
 静岡県ホームページ 静岡県地震防災センター 静岡県市町村災害史 沼津市 (<http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/e-quakes/shiraberu/higai/saigaishi/sh0010.html> 2019.01.11)
 静岡県ホームページ 沼津土木事務所 津波対策の取り組み (<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-830/tunamitaisaku.html> 2019.01.11)
 静岡県『駿河湾沿岸海岸保全基本計画』平成26年7月

第3節 沿革

第1項 沼津御用邸造営以前

駿河湾の最奥部は、富士川と狩野川を起源とした砂礫が沿岸流により東に運ばれて堆積し、広大な砂浜が形成された。その後、沿岸部に防風林としてクロマツが植えられ、長大な松原が形成されるに至った。旧沼津御用邸苑地の位置する島郷海岸は、江戸時代前期まで地頭林であったと考えられ、延宝元年（1673）から幕府勘定奉行が管理する御林となった。安永6年（1777）の幕府取調べの明細帳には「皆松木」との記載が見られ、弘化4年（1847）の島郷海岸周辺の絵図（図2-8）には、長さ590間、横幅60間と記載されている。

明治時代になると御林は官林と呼ばれるようになり、明治21年（1888）から同23年（1890）にかけて静岡・長野・岐阜などの官林は農商務省・内務省から宮内省に移管され、御料林となった。島郷もこの御料林の一つで、およそ21町歩（約210,000㎡）の広さを有していた。その内のおよそ71%にあたる15町歩を御用邸用地とした。



〔図2-8〕弘化4年（1847）四ヶ村絵図（部分）塩満寺所蔵（町内編集委員会『ふるさと 島郷町史』島郷自治会 2016年12月）

第2項 沼津御用邸の成立

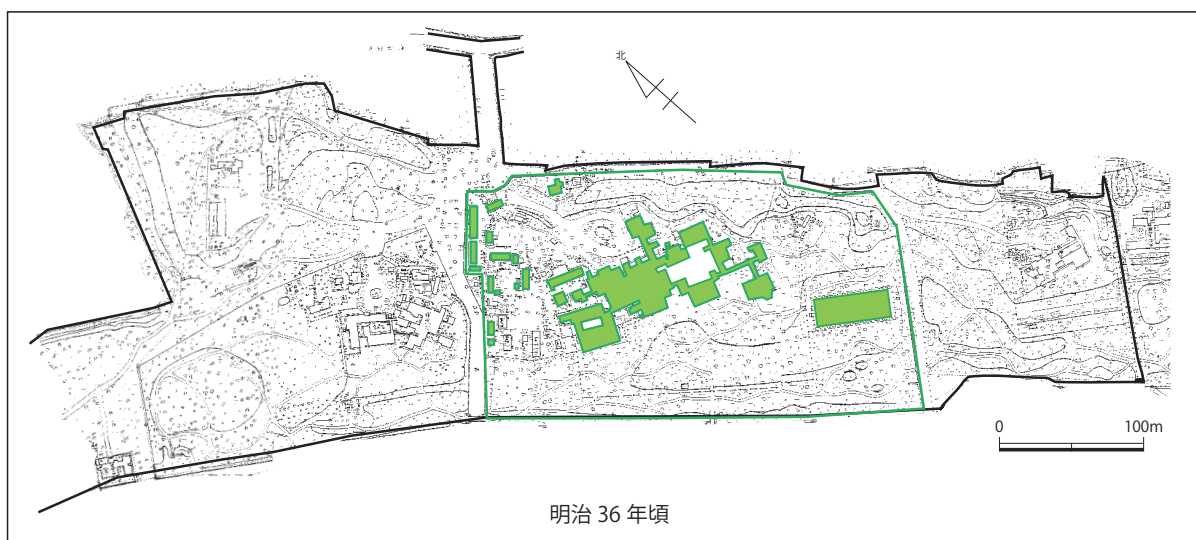
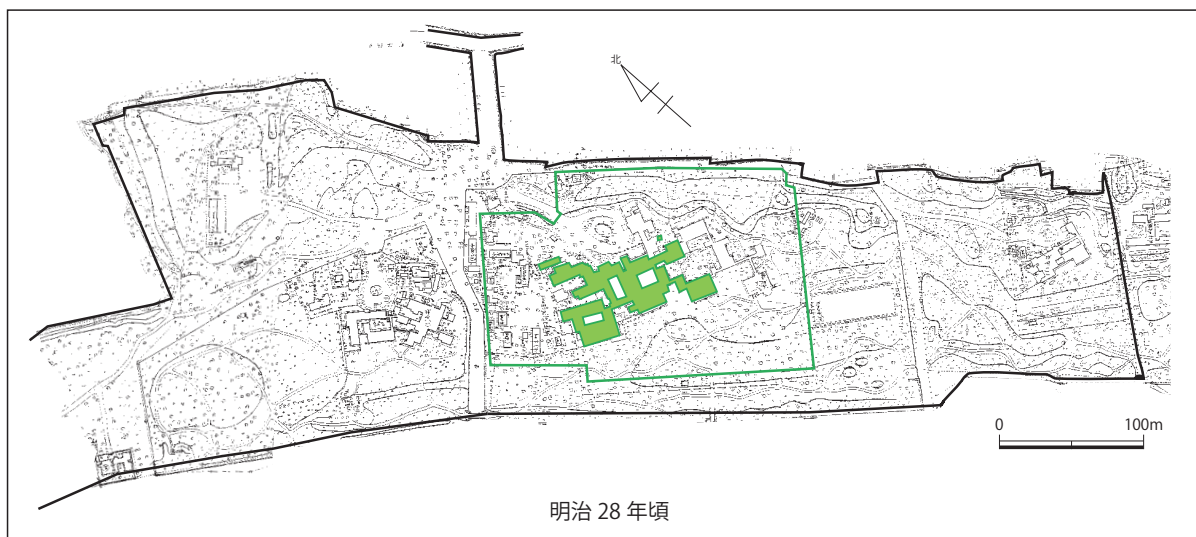
明治22年（1889）、東海道線が開通し沼津停車場が開設されると、温暖な気候と風光明媚な海岸沿いには、大山巖、川村純義など政財界人の別荘が設けられた。その頃、大正天皇（当時皇太子）の療養のために御用邸の用地を探していた宮内省は、気温調査、周辺調査を経てこれらの別荘地に近接する島郷御料林内を選定している。

本邸の造営 明治26年（1893）年4月、本邸の建設工事を開始し、同年7月に竣工した。その後増築が行われ、明治33年（1900）に海岸までの土地が御用邸用地として整備され、洋館、玄関、車寄せが作られ、本邸と苑地が完成する。苑地は、特に作庭された痕跡はなく、建築終了時の資料には「松立木421本」とのみ記されている。

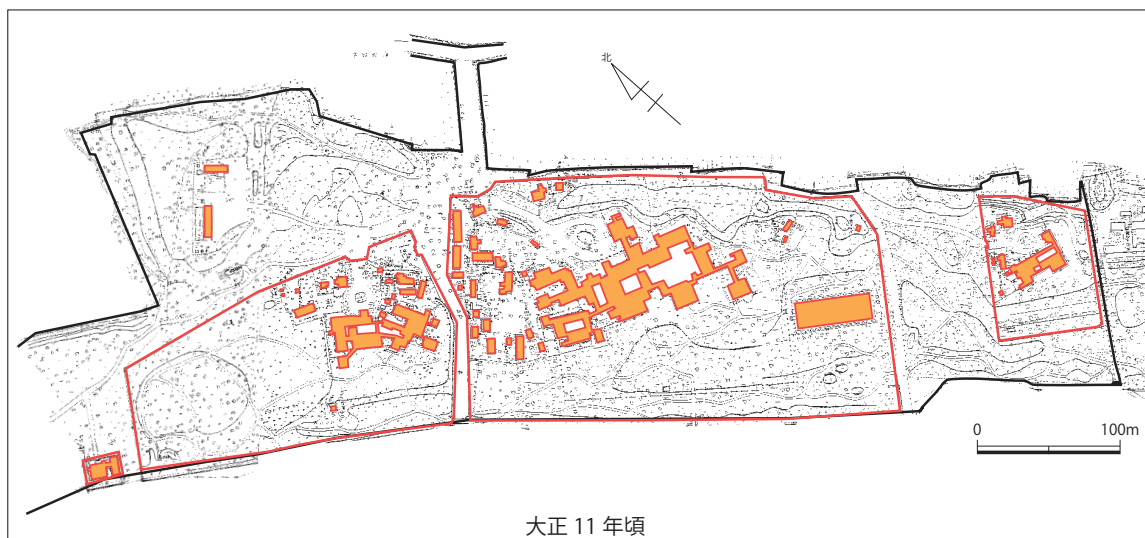
東附属邸の設置 明治35年（1902）、川村純義が迪宮裕仁親王と淳宮雍人親王あつのみややすひとしんのうの養育係を命ぜられたことから、沼津御用邸本邸西隣にあった川村の別邸へ両親王が長期間滞在することになった。明治36年（1903）、宮内省は赤坂離宮東宮大夫官舎を本邸の東隣に移築し、学問所として東附属邸を設置した。

西附属邸の設置 明治38年(1905)、川村純義の別邸を買い取り、明治39年(1906)に御所内の賢所附属建物を移築・増築し、三親王用御用邸として西附属邸を設置した。

- 旧沼津御用邸成立経過概念図 (沼津市教育委員会「旧沼津御用邸調査報告書」平成28年(2016))



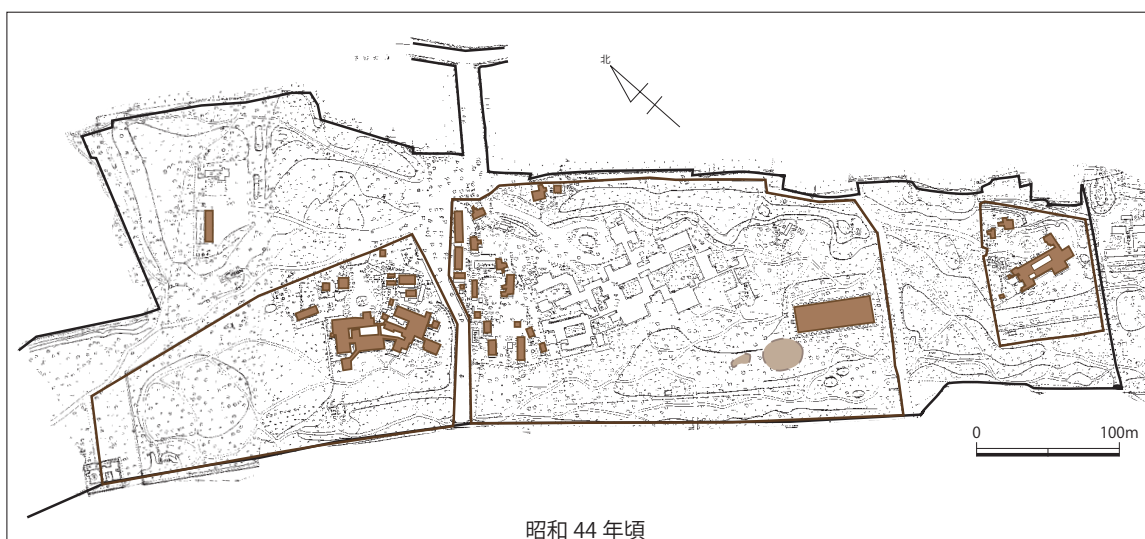
沼津御用邸の成立 大正10年(1921)から大正11年(1922)までに西附属邸の敷地が拡大し、本邸と西附属邸が明確に区別され、現在の空間利用の原型が完成した。



大正11年頃

本邸の焼失 昭和20年(1945)7月、太平洋戦争の空襲によって本邸は焼失した。戦後も皇室による利用は続いたが、これまでのような長期間の利用は徐々に減り、昭和天皇と香淳皇后が滞在する際には主に西附属邸が利用され、本邸が再建されることはなかった。

沼津御用邸の廃止 昭和44年(1969)11月、「皇室用財産の用途廃止について(申請)」が許可されると、土地152,365㎡と建物が宮内庁から大蔵省へ移管された。同年12月、沼津御用邸は、「近年、海水が汚染し、周辺の環境が悪化してきているので、御用邸として不適當になっていきているため」を用途中止の理由として廃止された。



昭和44年頃

第3項 沼津御用邸記念公園の開設

昭和44年(1969)11月、沼津市は都市計画決定を経て、昭和45年(1970)7月に沼津御用邸記念公園を開設した。昭和45年(1970)には、「沼津御用邸記念公園計画報告書」を作成し、文化教養ならびに休養のための都市公園とするなどの方針を定めている。

昭和59年(1984)には、「沼津御用邸記念公園整備計画報告書」を作成し、沼津市のシンボルとして市民に愛され、親しまれる充実した公園を目指すことを基本理念とした整備方針が示されている。

歴史民俗資料館 昭和49年(1974)には、考古、歴史、民俗等に関する資料を取り扱うための博物館である沼津市歴史民俗資料館が本邸跡地の中心に設置された。

海岸保全区域の指定 昭和61年(1986)には海岸側の土地が海岸保全区域の指定を受けたことから、一部を分筆し大蔵省から建設省へ所管を移している。

沼津・牛臥海岸CCZ 平成3年(1991)7月には、沼津・牛臥海岸CCZ(コースタル・コミュニティ・ゾーン)整備計画が建設大臣により認定されたことから、公園再整備事業として沼津御用邸建造物の改修を進めるとともに、公園整備に着手するため、平成4年(1992)3月に「沼津御用邸記念公園整備基本構想報告書」、10月に「沼津御用邸記念公園整備基本設計報告書」を作成している。これらの計画に基づき、平成5年(1993)から西附属邸、平成8年(1996)から東附属邸の大規模な改修を行っている。平成6年(1994)の管理事務所、平成9年(1997)の茶室などいくつか新設されたものを含め、平成11年(1999)3月までに整備を終えた。これらの整備に先立ち、平成4年(1992)11月には「松籟の宴 in 沼津」が開催されている。

国名勝指定 平成28年(2016)10月には、近代日本における近郊海浜保養地の優れた風致景観を伝える事例として、国の名勝に指定された。

[表 2-2] 旧沼津御用邸苑地関連年表

和暦	西暦	月日	事由
延宝元	1673		下香貫の村林として仕立てられた浜の松林を幕府に移管。面積十一町八反歩、松木、六千三十本、目通り一尺五寸より六尺周り
安永6	1777		下香貫村明細帳に「島郷と申す所 一 地頭林 長五百九十間、横六十間、皆松木 一ヶ所 町歩十一町八反歩（後略）」記載あり
明治19	1886	2月	官有林内の善太夫新田字桃郷一一六番八反三畝歩の私有地を川善太夫が近所の農家に売却
明治22	1889	2月	沼津駅開設
		6月	沼津町、楊原村ほか二村成立
明治24	1891		島郷地区に大山巖、川村純義、西郷従道などが別荘を設ける
明治25	1892		島郷御料林に御用邸新築工事の準備が始まる
明治26	1893	7月	沼津御用邸（本邸）完成
明治29	1896	3月	本邸新御座所ほか増築
明治32	1899		御用邸用地を増地
明治33	1900	1月	本邸御車寄、御湯殿ほか増築
		11月	本邸洋館新築
明治36	1903	12月	赤坂離宮東宮大夫官舎を移築し、東附属邸を設置
明治38	1905	7月	宮内省は川村伯爵別邸を買い上げ、皇孫殿下御用邸として西附属邸を設置
		12月	西附属邸に宮城内賢所附属建物を移築
明治40	1907	12月	千本浜に沼津公園を開設
明治41	1908	7月	西附属邸御車寄ほか増築
明治45	1912		学習院沼津遊泳場開設
大正2	1913		本邸調理所ほか増築
大正11	1922		西附属邸御玉突所増築
大正12	1923	7月1日	皇太子殿下御成婚を奉祝記念し、沼津町と楊原村が合併、沼津市市制施行
		9月1日	関東大震災
昭和20	1945	7月	沼津大空襲で市の大半が焦土と化す。御用邸も本邸が焼失
昭和44	1969	11月	沼津御用邸廃止。土地・建物を宮内庁から大蔵省へと移管。沼津御用邸記念公園を都市計画決定
		12月	大蔵省と沼津市において「沼津御用邸記念公園」の国有財産無償貸付契約締結
昭和45	1970	7月	沼津御用邸記念公園開設
昭和49	1974		沼津市歴史民俗資料館の設置
昭和61	1986		海岸保全区域の指定
		6月	防潮堤整備のため公園区域の土地一部を大蔵省に返還、大蔵省から建設省に移管
平成3	1991		沼津・牛臥海岸C C Zの認定
平成5	1993	1月	整備工事に本格的に着手。西附属邸改修工事開始
		8月	沼津御用邸記念公園に皇太子殿下御成婚記念公園事業の指定
			防潮堤整備
平成8	1996		東附属邸改修工事開始
平成18	2006		指定管理者制度の導入
平成23	2011	9月	ぬまづの宝 100選に選出
平成28	2016	10月	「旧沼津御用邸苑地」の名称で国の名勝に指定

参考文献

- 沼津市教育委員会『旧沼津御用邸調査報告書』平成28年3月
町内編集委員会『ふるさと 島郷町史』島郷自治会 2016年12月
沼津市『沼津御用邸百年誌』沼津都市計画部緑地公園課 平成6年3月21日
沼津市歴史民俗資料館『沼津御用邸のあゆみ』1993年8月10日

第4節 空間構成

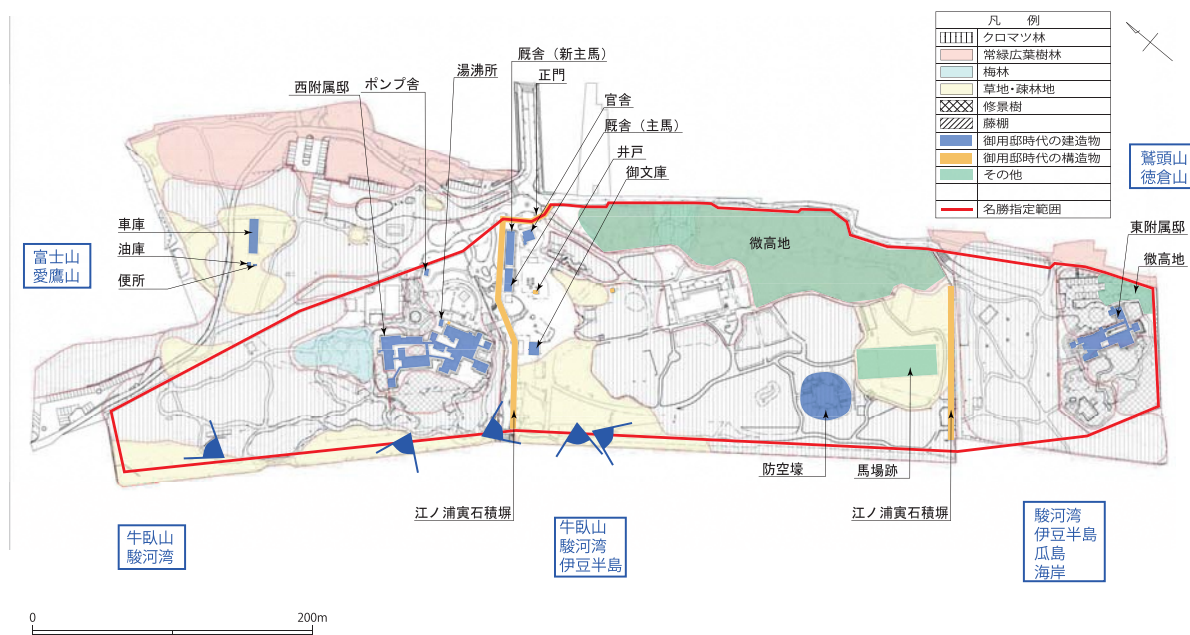
旧沼津御用邸苑地は、松林、眺望景観、御用邸時代の建造物や構造物を中心に、都市公園として整備された施設から構成されている。

南東側は弓形の海岸に隣接し、苑地には海岸林の松林が広がっている。松林の中には、大径木や根上がりの松が見られ、推定樹齢200年を超える胸高直径1m程度のものが存在することから、沼津御用邸造営以前から生育していた松であると考えられている。一方、北東側には、苑地と隣接して住宅地が広がっており、敷地境界には常緑広葉樹林が遮蔽植栽の役割を果たしている。

主に海岸側の苑路からは、苑地外に向かって展開する多様な眺望景観を望むことができる。林間を巡る苑路から海岸側へ進むと、駿河湾の景色が一気に開け、東側の伊豆半島西突端の大瀬崎より北側へは変化に富んだリアス式海岸が内浦、江浦まで回り込み、瓜島から牛臥山までの広大な景色を展望することができる。また、海岸側から陸地側へと視点を移すと、松林越しに富士山を望むことができる。

苑地に残された御用邸時代の建造物は、陸地側へ配置され、海岸までの空間が十分に確保されている。建造物の周辺には芝生地が広がっており、松林との美しい調和を成している。

沼津御用邸の敷地は石積塀で囲まれ、焼失した本邸の正門などの御用邸時代の構造物や馬場として利用されていた馬場跡なども残っている。



[図 2-9] 空間構成図